

全戸配布

中山間地域の近居・同居を支援します！

近居・同居支援事業補助金のご案内

飯田市では、中山間地域（下久堅・上久堅・千代・龍江・三穂・上村・南信濃地区）を対象に、子育て世帯が、父母世帯または祖父母世帯と近居または同居を目的に、建物を新築・増築・リフォームする場合に「中山間地域近居・同居支援事業補助金」による支援を行います。

○対象となる方

※次の①～④全てに該当する方

- ①父母または祖父母世帯と近居または同居することを目的に、自らが居住するための住宅を新築、増築またはリフォームする方
- ②申請者又はその配偶者のいずれかが昭和53年4月2日生まれ以降の方
- ③市町村に納付すべき税を滞納していない方
- ④申請者又はその配偶者の父母または祖父母世帯が、申請書の提出の日において、中山間地域内に5年以上居住していること。
- ⑤増築・リフォームは、工事費が350万円以上であること。
- ⑥リフォームは、新たに父母または祖父母世帯に転入・転居する場合に限ります。

○補助額

基本額35万円 + 加算額 = 最大で100万円の補助
加算額は次のとおりです。

- ①近居・同居加算 父母または祖父母世帯との暮らし方により加算されます。
 同居の場合・・・20万円 近居の場合・・・10万円
- ②転居・転入加算 現在のお住まいの状況により加算されます。
 市外からの転入の場合・・・20万円 市内からの転居の場合・・・10万円
- ③子育て加算 扶養されるお子さんの状況に応じ加算されます。（最大15万円）
 お子さんが2人まで・・・10万円 3人以上いる場合・・・さらに5万円
- ④地元事業者加算 市内に本店又は主たる事業所を有する事業者に施工 10万円



重要!

工事請負契約・売買契約等を行う前に、必ず事前相談をお願いします。

※予算枠に到達次第、募集を終了しますのでご了承ください。

○申請方法・問い合わせ

※裏面もご覧ください。

飯田市役所結いターン移住定住推進課（市役所C棟1階 C10）

遠山郷・中山間地域振興係

TEL 0265-22-4511（内線5442） FAX 0265-24-4568

E-Mail yuiturn@city.iida.nagano.jp



○用語の説明

同居：父母または祖父母世帯の居住する住宅、または、当該住宅と同一の敷地内もしくは隣接する敷地に定住することをいいます。

近居：父母または祖父母世帯の居住する住宅と同じ中山間地域内に定住することをいいます。

新築：次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 新たに住宅を建築すること。

イ 人が住んだことのない住宅で、竣工から2年以内のものを購入すること。

増築：父母または祖父母世帯が居住する住宅を増築する場合で、増築に直接要した費用（住宅の敷地の取得に要した費用を除く。）の額が350万円以上の工事が対象です。

リフォーム：父母または祖父母世帯が居住する住宅を、リフォーム（改築または大規模の修繕、模様替）する場合で、リフォームに直接要した費用（住宅の敷地の取得に要した費用を除く。）の額が350万円以上の工事が対象です。ただし、リフォーム後に転入又は転居する場合に限ります。

※補助金の交付通知を受けた後に、住宅の新築、増築またはリフォームに係る工事請負契約を締結することとなります。既に着工しているものは対象となりません。



○補助金の例

例1：市内に現在住んでおり、子どもが3人いる世帯で、親世帯の住宅の隣の敷地に新築する場合。

基本額35万円+転居加算10万円+同居加算20万円+子育て加算15万円 = **80万円**

※地元業者による施工の場合、さらに10万円加算

例2：県外に住んでおり、子どもが2人いる世帯で、近居する場合。

基本額35万円+転入加算20万円+近居加算10万円+子育て加算10万円 = **75万円**

※地元業者による施工の場合、さらに10万円加算

○新築でこの補助金を利用した場合、住宅ローン

「フラット35」の金利引下げもあります。



この補助金を受けて、住宅の新築のために住宅金融支援機構が提供する住宅ローン「フラット35」の借り入れを行う場合は、金利の割引が受けられます。「フラット35」の借り入れ要件を満たし、本事業の要件を合わせて満たす場合は、「フラット35」子育て支援型として、当初10年間通常金利から0.25%の割引が受けられます。

